

中間検査のお知らせ

建築基準法第7条の3、平成19年5月18日東京都告示第765号

建築主・工事監理者・施工者の方へ

建築物の検査時期(下枠内参照)になりましたら、中間検査の申請をしてください。
申請書の受付から4日以内に現地検査を行います。

※検査を円滑に実施するため、検査の予約をお願いしております。(注意事項参照)

対象となる建築物

※ 新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造及び規模のもの

- 地階を除く階数が3以上のもの
- 地階を含む階数が3階以上の共同住宅

建築物の検査時期（特定工程）

- 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
- 鉄筋コンクリート造にあっては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取り付け工事
- 木造にあっては、屋根工事
- 1万平方メートルを超える建築物にあっては、基礎の配筋工事が追加されます
- 地階を含む階数が3階以上の共同住宅については、構造担当に確認して下さい

注意事項

- ◆ 検査を円滑に実施するため、中間検査の日程については、検査希望日の2週間以上前までに、意匠審査係と調整するようお願いいたします。
(予約を受付けております。電話可)
- ◆ 中間検査の2週間以上前までに、「建築工事施工結果報告書」「鉄骨工事施工結果報告書」を構造審査係宛てにご提出ください。
(対象は、建築工事施工計画報告書を板橋区に提出した物件)
- ◆ 中間検査チェックシートに必要事項を記入し、申請書と一緒に提出して下さい。
- ◆ 中間検査には、工事監理者が立会うようお願いします。
- ◆ 検査を受ける前に、工事監理者が検査を行い、必要な手直しを行って下さい。
- ◆ 中間検査は、工事中の建築物とその敷地のすべてが検査対象となっているため、特定工程の部分だけでなく、それ以前の工程である基礎工事に関することや、建物の配置や敷地境界等についても検査の対象となります。そのため、以下の準備をお願いします。

- 境界線の明示(仮杭や水糸、逃げ寸法)や設計地盤の高さの確認
- 基礎及び1階等の施工写真や関係資料の提示(検査の2週間以上前まで)
- 検査時に提出する書類一覧のうち、中間検査時に報告できる部分の書類

- ◆ 検査の予約から合格までの流れについては裏面をご覧下さい。

中間検査の事務フロー

